

広島県告示第九百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定施術機関の施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和三年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地		変更年月日
	新	旧	
まんぼう接骨院	尾道市因島中庄町三八三八番地二	尾道市因島重井町二二四〇	令和三年六月一日
godバランス・うしお鍼灸接骨院	東広島市八本松東三丁目一五番四六号	東広島市八本松東六番二号	平成二九年四月一日
りふれ鍼灸治療院	安芸郡熊野町川角一丁目一番二一号	安芸郡熊野町出来庭四丁目一三番一一号A一〇二	令和二年一月一日
しんどう鍼療所	安芸郡海田町昭和町五番一三号	安芸郡海田町昭和町二番二九号	令和三年四月二二日
あかいし鍼灸堂	三原市明神二丁目二〇番一一号	三原市明神一丁目一三番一号	令和三年三月三二日